

# 法、必要な人のために

先日、鳥根県母子寡婦福祉連合会が主催する講習会で、一人親家庭を対象にした「養育費取得について」のお話をさせていただきました。

一人親家庭では養育費の問題は切実です。日曜日でしたし、今まさに養育費を必要としているお母さん方がいらっしやるのだろうと準備して行ったのですが、講習会



## 弁護士 大国 暢子さん



の部屋に入って、びっくりしました。思っていたより、参加者の平均年齢が高かったのです。

事情を聴くと、一人親家庭は日々の生活で精いっぱい、会に参加してもらうこと自体が難しいとのこと。むしろ、離婚する娘を心配する親の方が積極的だったりするそうです。

法律相談でも、仕事が忙しい子どもに代わって、親が来られる場

合も多いことを思い出し、本当に必要なところにサービスを届ける難しさを実感しました。

もう一つ。質問があった中で、子どもを抱えて鳥根に帰ってきたお母さんが遠方にいる相手(夫)と離婚しようとした時、昔は相手の住所地の裁判所まで出掛けなければならず、大変だったとの話が出ました。

今では配慮され、多くの場合、鳥根の裁判所で離婚調停ができます。離婚訴訟なら、必ず鳥根で起こせます。これは本当に必要な人のために、法律や裁判所が少しずつ動いてきた例です。

法律そのものも、法的サービスも、「人」のためにあらなくては、と考えさせられた一日でした。  
(大野法律事務所)